**事業所の方へのお願い**

**外国人の方が退職し出国される場合は、納税管理人の届け出と市県民税の納税にご理解とご協力をお願いします。**

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

　納税義務者が出国などの理由により、納税等ができなくなる場合は「納税管理人申告書」により、納税管理人を選定していただくようご協力をお願いします。

　※　「納税管理人申告書」は、井原市ホームページに掲載しています。

１　出国される方が**特別徴収**の場合

毎年５月にお送りする税額決定通知書に同封している「特別徴収関係書類綴」にある「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」により退職の届出をしてください。また、出国後の市県民税の納税が困難となるため、出国される１か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 退職・出国の　時　期 | 事業所の方へのお願い |
| 1月～5月  までの間 | ①この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収にご協力ください。  ②１月 1 日に住民票が井原市にある方は、帰国されても、新年度の市県民税が課税されます。納税管理人申告書により、対象者を税務課にご連絡ください。新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、６月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めていただくようご協力ください。 |
| 6月～12月までの間 | 未徴収税額は、最終の給与から一括徴収にご協力ください。  一括徴収できない場合は、納税管理人の選定にご協力ください。 |

２ 出国される方が**普通徴収**の場合

納税管理人の選定にご協力ください。

特に１月から６月までの間に出国される方は、新年度の市県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税していただくことが難しくなります。

問い合わせ先　　〒　710-8601

　　　岡山県井原市井原町３１１番地１

　　　井原市役所　総務部　税務課　市民税係

　　　☎　０８６６－６２－９５１０